

積立定期預金規定

(平成14年1月10制定)

1 預入方法等

この預金の預け入れは、1口 1,000円以上として毎月給与天引きの方法のほか窓口で現金、小切手により預け入れできます。

2 預金の種類、期間、継続の方法、支払時期等

この預金の預け入れは、あらかじめ指定を受けた種類、満期型、期日指定型により次のとおり取り扱います。

(1) 期日指定型

ア この預金は預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする。1口ごとの期日指定定期預金として預け入れるものとします。

イ この預金（一部解約後の残りの預金を含む。）は、継続の停止又は解約の申し出のない限り、最長預入期限にその元利金合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。この場合、最長預入期限と同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金へ自動的に継続します。

ウ 継続された預金についても前号と同様とします。

エ 継続を停止するときは、最長預入期限までにその旨を申し出てください。

この申し出があったときは、次号以下に定める満期日以後に支払います。

オ 満期日を指定する場合は、当組合に対してその1箇月前までに通知を必要とします。なお、1口の預金の一部について満期日を定める場合には1万円以上の金額で指定してください。

カ 満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。

キ 指定された満期日以降に、解約されないまま1箇月を経過するか又はその間に最長預入期限が到来したときは満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限を満期日とします。

(2) 満期型

ア この預金は、満期日3箇月前までは自由に預け入れができます。

イ この預金は、満期日以降に利息とともに支払います。

3 利息

(1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの期間について預入日現在における店頭掲示の預金利率表記載の定期預金利率により計算します。ただし、期日指定型の場合は1年複利の方法で計算し、満期型は契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに

利息計算日を定め、その計算日において預入日又は前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、その期間に応じた定期預金利率によって計算の上、元金に組み入れます。

- (2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以降にこの預金とともに支払います。

この場合満期日以降の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの期間について、次の利率によって計算します。

ア 解約の場合・・・解約日における普通預金の利率

イ 書替継続の場合・・・書替継続後の定期預金の利率

- (3) この預金を4の(2)の但書により当組合がやむを得ないと認めて満期日前に解約する場合及び4の(5)の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(利息を元金に組み入れたときは、最後の利息計算日)から解約日の前日までの期間について、店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (4) 利率は金利情勢の変化により変更することがあります。この場合新利率は、変更日以後に預け入れ(又は継続)される預金から適用します。

- (5) この預金の付利単位は1円とします。

4 取引拒絶、預金の解約、書替継続

- (1) この預金口座は、(5)のア、イのAからF及びウのAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、(5)のア、イのAからF及びウのAからEのいずれかの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

- (2) この預金は、満期日前に解約することはできません。

但し、当組合がやむを得ないと認める場合を除きます。

- (3) この預金を解約又は書換継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約通知書とともに当組合に提出してください。

- (4) 期日指定型は、解約する預金を指定せずにこの預金口座の残高の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで解約しますが、その順序は預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日までの日数が多いものからとします。

- (5) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの口座を解約することができるものとします。

ア 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

イ 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A 暴力団

B 暴力団員

- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F その他前号に準ずる者

ウ 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を越えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

5 届出事項の変更、契約通知書の再発行等

- (1) この契約通知書や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この契約通知書又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は契約通知書の再発行は、当組合所定の手続きをしたあとに行います。

6 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金及び証書は、譲渡又は質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむを得ないものと認めて質入れを承認する場合には、当組合所定の書式により行います。

7 成年後見人等の届け出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によりお届けください。
- (3) すでに、補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様にお届けください。
- (4) (1) から (3) の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) (1) から (4) の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8 預金保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組

合に対する借入金等の債務と相殺することができます。

なお、この預金に預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

(2) (1) により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

ア 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定の上、契約通知書に届出の印章により記名押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

イ アの充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当致します。

ウ アによる指定により、債権保全上支障を生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) (1) により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

ア この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は、約定利率を適用するものとします。

イ 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。

(4) (1) により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺できるものとします。

9 規定の変更

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、郵送・電子メール等による通知、店頭表示・当組合ウェブサイト（ホームページ）への掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、通知や公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

附 則

1 この規定は、平成14年1月10日から施行する。（7. 8.を加える。）

- 2 この規定の改廃は、平成18年12月1日以降、理事長決裁による。
- 3 この規定は、平成23年4月1日から施行する。
(反社会的勢力排除条項を追加した。)
- 4 この規定は、令和2年4月1日から施行する。
(民法改正に伴い、中途解約制限及び規定変更の条項を新設等した。)

ライフ積立定期預金

約 定

1 預入方法

積立定期預金規定にかかわらず、この預金の預入れは1口5,000円以上とし、毎月積立分については、兵庫県警察本部（以下「警察本部」という。）から支給される毎月の給与から、ボーナス積立分については警察本部から支給される6月及び12月の賞与から控除して預入れるものとします。

なお、警察本部から給与が支給されなくなったときには、預入れは中断するものとします。ただし、預金口座振替依頼書（積立定期預金用）の届け出により預入れできるものとします。

2 積立額の変更

毎月及びボーナス積立額を変更するときは、貴組合の書面により届け出るものとします。

3 積立定期預金規定の適用

この約定に定めのない事項は、積立定期預金規定によるものとします。